



# 三重県公報

平成6年6月3日(金)

第555号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づき知事が定める額……………(人事課) 1
- 有害な図書類の指定……………(青少年女性課) 2
- 特定計量器の定期検査の実施……………(計量検定所) 3
- 三重県営サンアリーナの設備及び器具の使用料の額……………(体育保健課) 3

### 選管告示

- 公職選挙法第161条第3項第3号に規定する施設の指定の報告……………(選挙管理委員会) 5
- 公職選挙法の規定による個人演説会のできる施設の一部改正……………(同) 5
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正……………(同) 5
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出……………(同) 5
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出……………(同) 6

### 公安委告示

- 幹部警察官派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区の一部改正……………(公安委員会) 6

### 公告

- 第二種大規模小売店舗に関する公示……………(商工振興課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(耕地課) 7
- 同件……………(同) 8
- 同件……………(同) 9
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) 10
- 同件……………(同) 10
- 同件……………(同) 10
- 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧……………(建築営繕課) 10
- 県営住宅の入居希望者の募集……………(同) 10

## 告示

### 三重県告示第265号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三重県条例第43号)第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき、知事が定める額を次のように定め、公表の日から施行し、平成6年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用する。

平成2年三重県告示第702号は、廃止する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第5条の3第1項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。

課長 / 課長補佐 / 主幹 / 主査 / 主任 / 係長 / 係員

(上田)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,143円	12,786円
20歳以上25歳未満	5,123円	12,786円
25歳以上30歳未満	6,096円	13,368円
30歳以上35歳未満	6,695円	16,135円
35歳以上40歳未満	7,114円	18,271円
40歳以上45歳未満	7,369円	20,669円
45歳以上50歳未満	7,461円	22,556円
50歳以上55歳未満	7,034円	23,646円
55歳以上60歳未満	5,959円	22,577円
60歳以上65歳未満	4,156円	18,797円
65歳以上	3,960円	12,786円

三重県告示第266号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第12条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な図書類として次のとおり指定した。

平成6年6月3日

三重県知事 田川亮三

番号	種別	題名	発行所	発行年月日	指定年月日	指定理由
90	雑誌	今すぐ乱れたい No.98	北陽出版	不明	平成6年5月30日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害するおそれがある。
91	"	陰部花 BOOK.NO-ANG.09	MASCOT.プロ	不明		
92	"	制御不能事態	青春画報社	不明		
93	コミック	危険な愛体験 5月号 雑誌 02917-5	サニー出版(株)	平成6年5月10日		
94	雑誌	ザ・トップMAGAGINE No111 JUN. 1994 雑誌 14007-6	(株)ダイアプレス	1994年6月1日		
95	"	素人天国 1994 MAY No.001 漫画エロトラブ 5月号増刊 雑誌 18324-5/15	(株)蒼竜社	平成6年5月15日		
96	"	SUPER GAL'S NOW ビデオアイドル・コレクション 5 1994. MAY VOLUME. 48 雑誌 15441-5	シュベール出版(株)	平成6年5月25日		
97	"	投稿ニャンニャン写真 1994 6月号 雑誌 16747-06	(株)マガジンエンタテインメント	平成6年6月1日		
98	"	ドキドキ投稿スピリッツ GOKUH 5月号増刊 雑誌 13874-5	英知出版(株)	平成6年5月15日		
99	"	TOP TEN MATE トップテンメイト 5月号 雑誌 06703-5	若生出版(株)	平成6年5月1日		
100	"	ナンバ大王 タイム24 5月増刊号 雑誌 06014-5	若生出版(株)	平成6年5月15日		
101	"	ニャンニャン倶楽部 5月号 雑誌コード 06983-5	(株)白夜書房	平成6年5月15日		
102	"	ニャンニャンナンバ写真 1994創刊号 雑誌 17011-6	(株)ビデオ出版	平成6年6月1日		
103	"	熱写ボーイ No.45 1994 JUNE 6月号 雑誌コード 07055-6	(株)東京三世社	平成6年6月1日		

番号	種別	題名	発行所等
104	ビデオテープ	快感妄想 (秋山リカ)	不明
105	"	くわえていれて (宇佐美奈々)	不明
106	"	制服七変化 DANCE CRAZE	(株)アイザック
107	"	HALF AND HARD (本田亜理沙)	不明

三重県告示第267号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、北牟婁郡及び南牟婁郡において、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

平成6年6月3日

実施年月日	受付時間	検査場所
平成6年7月4日	午後1時30分から午後3時まで	紀伊長島町東長島公民館
7月5日	午前9時30分から午後2時まで	紀伊長島町多目的会館
7月6日	午前9時30分から午前10時30分まで	紀伊長島町三浦公民館
"	午前11時から正午まで	紀伊長島町自然休養村管理センター
"	午後1時から午後2時まで	紀伊長島町役場赤羽支所
7月7日	午前9時30分から午後3時まで	海山町引本公民館
7月8日	午前9時30分から正午まで	海山町中里集会所
7月11日	午後1時30分から午後3時まで	海山町相賀公民館
7月12日	午前9時30分から午前10時30分まで	海山町矢口浦漁村センター
"	午前11時から正午まで	海山町白浦漁村センター
"	午後1時から午後2時まで	海山町島勝漁村センター
7月13日	午前9時30分から午前10時30分まで	御浜町神木公民館
"	午前11時から正午まで	御浜町志原公民館
"	午後1時30分から午後3時まで	御浜町役場尾呂志支所
7月14日	午前9時30分から午後2時まで	御浜町中央公民館
7月15日	午前9時30分から午後2時まで	御浜町御浜公民館
7月18日	午後2時から午後3時まで	紀宝町役場井田支所
7月19日	午前9時30分から午前11時30分まで	紀宝町就業改善センター
"	午後1時30分から午後2時30分まで	紀宝町役場相野谷支所
7月20日	午前9時30分から午後2時まで	鶴殿村鶴殿公民館
7月21日	午前9時30分から午前11時まで	紀和町役場西山出張所
"	午後1時30分から午後2時30分まで	紀和町役場川上出張所
7月22日	午前9時30分から午前11時まで	紀和町コミュニティセンター

三重県知事 田川亮三

三重県告示第268号

三重県営サンアリーナ条例（平成6年三重県条例第4号）第9条第2項の規定に基づき、三重県営サンアリーナの設備（特定設備を除く。）及び器具の使用料の額を次のように定め、平成7年1月4日から施行する。

平成6年6月3日

三重県知事 田川亮三

区分	設備器具名	使用料の単位	使用料(円)
	組立舞台	1台	3,700
	金びょうぶ	1双	2,000

舞台設備 (1日当たり)	演台(花台を含む。)	1	台	2,700
	司会者用演台	1	台	1,000
	Horizont幕	1	式	2,400
	大黒幕	1	式	5,000
	一文字幕	1	式	6,000
	スクリーン	1	式	5,000
	前引幕	1	式	5,000
	袖幕	1	式	3,600
体育器具 (1日当たり)	バレーボールマット	1	面	3,000
	バレーボール用具	1	式	1,200
	移動式バスケットゴール	1	式	1,500
	テニス用具	1	式	600
	バドミントン用具	1	式	300
	レスリング用具	1	式	2,500
	ソフトバレーボール用具	1	式	600
	卓球用具	1	式	200
	ハンドボール用具	1	式	400
	柔道用具	1	式	5,600
	ボクシング用具	1	式	1,600
	新体操用具	1	式	2,000
	体操用具(男子全種目)	1	式	12,000
	体操用具(女子全種目)	1	式	10,000
体力診断室	1人1回2時間 (2時間未満は2時間とする。)	中学生及び高校生	400	
		その他(小学生以下の者を除く。)	800	
トレーニング室	1人1回2時間 (2時間未満は2時間とする。)	中学生及び高校生	150	
		その他(小学生以下の者を除く。)	300	
その他 (1日当たり)	バトン	1	本	1,000
	オーバーヘッド	1	台	1,500
	椅子	1	脚	20
	長机	1	脚	50
	フォークリフト	1	台	6,000
	コンパネ	1	枚	50
	フロアシート	1	枚	300
	温水シャワー	1室1時間につき		1,000
ピンスポット	1	台	1,500	

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により、次のとおり同条第1項第3号の施設を指定した旨、報告があった。

平成6年6月3日

三重県選挙管理委員会委員長 今井正彦

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
熊野市選挙管理委員会	和田多目的集会所	熊野市五郷町和田288番地	平成6年5月6日
熊野市選挙管理委員会	波田須多目的集会所	熊野市波田須町464番地3	平成6年5月6日

三重県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法の規定による個人演説会のできる施設(平成4年三重県選挙管理委員会告示第33号)の一部を次のように改正する。

平成6年6月3日

三重県選挙管理委員会委員長 今井正彦

表中	「熊野市 野口多目的集会所 熊野市飛鳥町野口643番地2」を	
「熊野市 野口多目的集会所 熊野市飛鳥町野口643番地2		
熊野市 和田多目的集会所 熊野市五郷町和田288番地		に改める。
熊野市 波田須多目的集会所 熊野市波田須町464番地3」		

三重県選挙管理委員会告示第23号

不在者投票のできる施設の指定(昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

平成6年6月3日

三重県選挙管理委員会委員長 今井正彦

病院の項中	「久居市榑原町5630番地 医療法人みのり会榑原みのり会病院」及び	
「久居市榑原町5630番地 医療法人みのり会老人保健施設榑原ケアセンター」を削る。		
老人ホームの項中	「津市高茶屋小森町4152番地 特別養護老人ホームシルバーケア豊壽園」を	
「津市高茶屋小森町4152番地 特別養護老人ホームシルバーケア豊壽園		に改める。
津市高野尾町2386番地の87		軽費老人ホームケアハウスベタニヤハウス。

三重県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項及び第7条の規定による政治団体の届出があった。

平成6年6月3日

三重県選挙管理委員会委員長 今井正彦

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
山口長四郎後援会	山中敏次	中山進	名張市奈垣1888	
坪井あきら後援会	武田真次	松永弘子	名張市百合が丘西2-80	
政治結社一神会	山口二郎	佐野吉範	四日市市小古曾1-12-12	
City Forum 21 W	市川雍子	小山文子	名張市平尾3068-7	

行動する女性「かじたよしこ」を励ます会カトレア会 小山文子 市川雅子 名張市平尾3068-7  
 樫本勝久を育てる会(育勝会) 淵矢泰生 吉住祐作 名張市赤目町權216  
 上田正道後援会 猪熊信年 下田尚己 四日市市上海老町1648-184

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党四日市支部	代表者	岩名秀樹	中島隆平	政党
自由民主党四日市支部	会計責任者	安川文量	中島隆平	政党
自由民主党四日市支部	主たる事務所の所在地	四日市市安島2-1-1	四日市市川原町17-6	政党
市 美 会	会計責任者	中森千年	高瀬敏彦	
政治結社一神会	会計責任者	佐野吉範	西 修二	
津を愛する会	代表者	辻 正敏	伊藤友治	
津を愛する会	会計責任者	小野欽市	辻 正敏	
仲耕一郎後援会	会計責任者	中西博久	高木 信	
中瀬信一後援会	主たる事務所の所在地	度会郡玉城町下田辺455	度会郡玉城町佐田137-1	

三重県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
 平成6年6月3日

三重県選挙管理委員会委員長 今 井 正 彦

政治団体の名称	解散年月日
城山地区中村敏和後援会	平成6年3月31日
政治結社一神会	平成6年5月10日
鳥取地区中村敏和をはげます会	平成6年3月31日
中上区中村敏和を励ます会	平成6年3月31日
中村敏和穴太励ます会	平成6年3月31日
中村敏和笹尾地区後援会	平成6年3月31日
中村敏和瀬古泉励ます会	平成6年3月31日
中村敏和筑紫後援会	平成6年3月31日
八幡新田区中村敏和を励ます会	平成6年3月31日
山口長四郎後援会	平成6年4月20日
山田区中村敏和後援会	平成6年3月31日
六把野区中村敏和を励ます会	平成6年3月31日

公安委告示

三重県公安委員会告示第17号

幹部警察官派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区(昭和45年三重県公安委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。  
 平成6年6月3日

三重県公安委員会委員長 松 本 俊 二

表四日市西警察署の項中「四日市市平尾町」を「四日市市赤水町」に改める。

公 告

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により公示する。

平成6年6月3日

三重県知事 田 川 亮 三

- 届出者の名称  
尾鷲物産振興協同組合  
有限会社土井林業
- 建物の名称及び所在地  
おわせお魚市場おとと  
尾鷲市大字中井浦973番地の5ほか4筆

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成6年6月3日

三重県知事 田 川 亮 三

松阪東黒部土地改良区(松阪市垣内田町1番地の1)

退任理事

- 松阪市豊原町1093番地  
 " 東黒部町376番地の1  
 " " 320番地  
 " " 366番地  
 " " 418番地  
 " " 541番地  
 " " 678番地  
 " " 511番地  
 " " 1013番地  
 " 柿木原町159番地  
 " 出間町39番地  
 " 土古路町348番地  
 " 大垣内町53番地の1  
 " 神守町26番地  
 " 牛草町14番地  
 " 蓮花寺町38番地の1  
 " 乙部町190番地

- 奥田清晴  
 寺西三良  
 中西修  
 松田幸内  
 芦田宇吉  
 鈴木徳平  
 笹中久己  
 鈴木正次  
 中西定義  
 浅沼夏男  
 長谷川幸平  
 佐野和生  
 藤原忠正  
 乾員政  
 西浦龍一  
 神部次雄  
 飯田健一

退任監事

- 松阪市東黒部町544番地  
 " 土古路町338番地  
 " 大垣内町56番地

- 鈴木利治  
 北川明生  
 山崎健二

就任理事

- 松阪市豊原町1093番地  
 " 東黒部町376番地の1  
 " 柿木原町166番地  
 " 土古路町364番地  
 " 出間町54番地  
 " 大垣内町53番地の1  
 " 神守町33番地  
 " 牛草町9番地

- 奥田清晴  
 寺西三良  
 浅沼猛  
 西尾委師  
 三宅均  
 藤原忠正  
 川俣英二  
 南 達 蔵

” 蓮花寺町37番地	神 部 明 和
” 乙部町186番地	森 下 幹 也
” 東黒部町294番地	池 田 半三郎
” ” 423番地	高 畑 清 治
” ” 573番地	川 村 憲 子
” ” 521番地	田 端 武 志
” ” 678番地	笹 中 久 己
” ” 508番地	川 岸 哲 夫
” ” 1018番地	飯 岡 利 三

退任監事

松阪市土古路町338番地	北 川 明 生
” 大垣内町56番地	山 崎 健 二
” 東黒部町544番地	鈴 木 利 治

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成 6 年 6 月 3 日

三重県知事 田 川 亮 三

機殿土地改良区（松阪市六根町775番地の1）

退任理事

松阪市豊原町1093番地	奥 田 清 晴
” 魚見町491番地	中 川 正 春
” 井口中町784番地の1	本 間 武 雄
” ” 719番地	西 村 寛一郎
” ” 404番地	永 田 節 郎
” ” 365番地の1	關 岡 義 夫
” 腹太町681番地	森 田 虎 太郎
” ” 669番地	池 田 京 市
” ” 676番地の1	西 川 正 昌
” 六根町823番地	河 合 孝 孝
” ” 859番地	笠 井 金 助
” ” 829番地	平 野 宗 一
” ” 824番地	長 谷 茂 平
” 保津町877番地の1	大 西 崇 平
” ” 812番地	京 戸 幸 生
” ” 813番地	木 戸 幸 平
” 高木町290番地	井 村 吉 郎

退任監事

松阪市六根町856番地	牧 戸 英 生
” 保津町825番地	京 戸 伴 介
” 茅原町2353番地	若 山 学

就任理事

松阪市豊原町1093番地	奥 田 清 晴
” 魚見町491番地	中 川 正 春
” 井口中町784番地の1	本 間 武 雄
” ” 719番地	西 村 寛一郎
” ” 404番地	永 田 節 郎
” ” 365番地の1	關 岡 義 夫
” 腹太町683番地	三 宅 二 三 男
” ” 669番地	池 田 京 市

” 腹太町668番地	原 田 実
” 六根町823番地	河 合 孝
” ” 859番地	笠 井 金 助
” ” 829番地	平 野 宗 一
” ” 824番地	長 谷 茂 平
” 保津町877番地の1	大 西 崇 平
” ” 812番地	京 戸 幸 生
” ” 813番地	木 戸 幸 平
” ” 857番地の1	西 出 一 成
” 高木町290番地	井 村 吉 郎

就任監事

松阪市六根町856番地	牧 戸 英 生
” 保津町825番地	京 戸 伴 介
” 茅原町2353番地	若 山 学

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成 6 年 6 月 3 日

三重県知事 田 川 亮 三

名張市北部土地改良区（名張市中村4135番地）

退任理事

名張市上小波田964番地	岩 崎 幸 三
” ” 913番地	山 崎 晃 路
” ” 181番地	磯 澤 德 蔵
” ” 403番地	宮 脇 次 大
” ” 488番地	松 本 宗 祐
” 新田418番地	平 野 昌 巳
” ” 324番地の1	萩 本 孝 夫
” ” 1654番地	澤 生 正 彦
” 中村616番地	澤 野 祐 旺
” 西原町2811番地	森 田 源 久
” ” 2344番地	大 宿 友 美
” ” 2712番地	山 中 伯 弥
” 東田原537番地	山 下 松 一
” ” 2150番地	山 本 芳 明
” ” 2155番地の1	中 森 正 六
” 西田原714番地	杉 下 守
” ” 2879番地	吉 原 薫

退任監事

名張市下小波田941番地	小 谷 久 隆
” 中村838番地	森 島 憲 夫
” 西田原2860番地	中 山 尚 之

就任理事

名張市上小波田964番地	岩 崎 幸 三
” 下小波田885番地	内 山 仁 保
” 新田2014番地	岡 山 典 三
” 中村515番地	秋 永 隆 久
” ” 537番地	西 口 友 美
” 西原町2344番地	大 宿 友 治
” ” 2257番地の2	橋 本 治 男

” 東田原537番地	山下 松一
” ” 2339番地	辻本 義博
” ” 2621番地の35	上村 伍郎
” 西田原2879番地	杉尾 章
就任監事	
名張市新田418番地	平野 昌巳
” 上小波田913番地	山崎 晃路
” 下小波田488番地	松本 宗祐

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、鈴鹿川沿岸土地改良区(鈴鹿市神戸1丁目18番地の18)の定款変更を平成6年5月30日認可した。

平成6年6月3日

三重県知事 田川 亮 三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松阪西黒部土地改良区(松阪市高須町3188番地の4)の定款変更を平成6年5月30日認可した。

平成6年6月3日

三重県知事 田川 亮 三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大淀土地改良区(多気郡明和町大字大淀字向野595番地)の定款変更を平成6年5月30日認可した。

平成6年6月3日

三重県知事 田川 亮 三

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、関係図書は、所管の県民局土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成6年6月3日

三重県知事 田川 亮 三

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成6年 5月19日	有限会社中部不動産 取締役 村田 義一	鈴鹿市長太旭町4丁目 1-8	鈴鹿市長太栄町2丁目549 -6	A	4.0	35.0

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行う。

平成6年6月3日

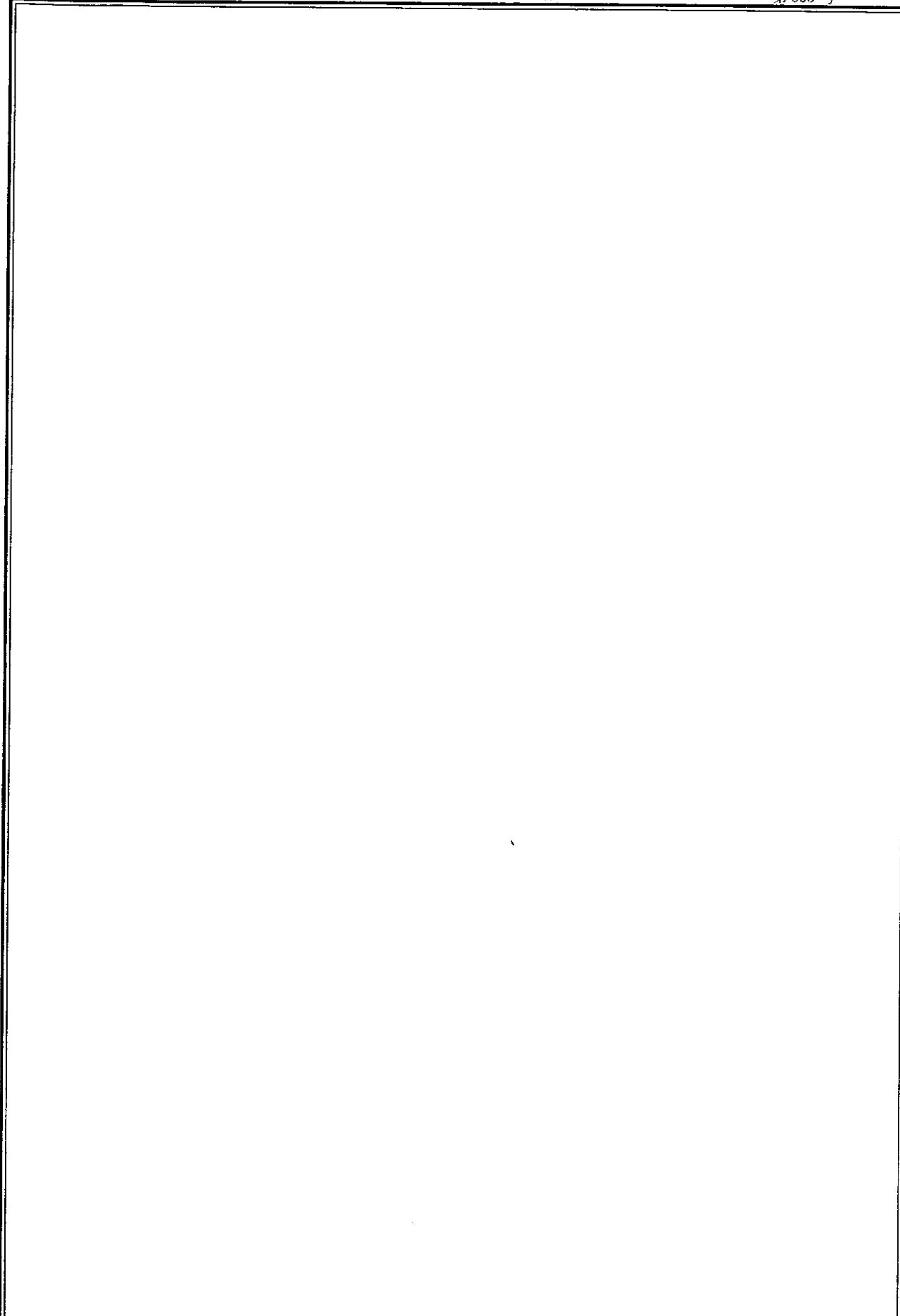
三重県知事 田川 亮 三

- 1 受付の期間及び時間  
平成6年6月10日(金)から募集戸数を充足する日までの午前9時から午後4時30分まで(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。)
- 2 受付場所  
北勢県民局鈴鹿土木事務所建築課
- 3 募集する団地及び戸数

団地名	供給タイプ	戸数
高岡山杜の郷(一種)	2DK	4
	3DK	10
	4DK	4

- 4 入居申請資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族(婚姻予約者を含む。)があるもの。  
ただし、特定の住宅に限り、身体障害者等の単身入居も可とする。
- (2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること。
- (3) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第5条に規定する基準の収入があること。
- (4) 過去において県営住宅に入居していた者にあつては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。
- 5 その他  
詳細についての問い合わせは、北勢県民局鈴鹿土木事務所建築課(電話0593-82-8693)又は土木部都市住宅局建築営繕課住宅管理係(電話0592-24-2705)へ行うこと。



毎週火、金曜日発行

講読料(送料共) 1箇月 2,700円

1箇年 32,400円

平成6年6月3日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課